

旅行条件

(抜粋)※詳しい旅行条件につきましては弊社ホームページを事前にご確認の上、お申し込みください。

■募集型企画旅行契約

この旅行は、鹿児島交通観光株式会社(以下「当社」という)が企画実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。又、旅行契約の内容・条件は、本パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする行程案内書及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

■旅行のお申込み・契約成立・旅行代金のお支払い

- 1) 所定の旅行申込書に記入し次の申込金を添えてお申込み下さい。申込代金は、旅行代金、取消料又は違約料の一部として取扱います。
- 2) 当社は電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段(以下「電話等」という)による旅行契約の予約申込を受け付けます。この場合、当社が電話等による旅行契約の予約承諾の通知をした翌日から起算して3日以内にお申込書とお申込金を提出していただきます。

旅行代金 (お一人様)	30,000円未満	60,000円未満	100,000円未満	150,000円未満	150,000円以上
お申込金	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円	旅行代金の20%

- 3) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立します。
- 4) 旅行代金は旅行開始日の15日前までに全額お支払いいただきます。但し、旅行開始の14日前以降にお申込みされた場合は、お申込み時に全額お支払い頂きます。

■通信契約

当社は当社らが提携するクレジットカード会社のカード会員(以下「会員」という)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けることを条件に電話、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申込み」を受けることがあります。(以下を「通信契約」という)。尚、受託旅行者により当該取り扱いができない場合や取り扱いができるカードの種類に制限がある場合がございます。

■ご注意

◎お客様のご都合による行程変更は出来ません。◎交通機関の渋滞など、当社の責に帰すべき事由によらず航空便にお乗り遅れの場合、別途、航空券のご購入が必要と航空券引換証の払戻しもできません。◎天候等、お客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合、当該旅行サービスに対して取消料、違約料等支払うべき費用を差引いた金額をお客様に払戻します。但し、代替サービスの宿泊費・交通費等は、お客様のご負担となります。

■取消料

旅行契約成立後、お客様の都合により契約を解除される場合、又は所定の期日までに旅行代金のお支払いがなく当社が契約を解除した場合、旅行代金に対してお1人につき次の料率で取消料をいただきます。尚、複数人数のご参加で、一部のお客様が契約を解除される場合は、ご参加のお客様から運送、宿泊機関等(1台・1室あたり)のご利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

旅行代金 (お一人様)	21日前迄 (日帰りは 11日前迄)	20日～8日前 (日帰りは 10日～8日前)	7日～2日前	旅行開始日前日	旅行開始日当日	旅行開始後 無連絡不参加
取消料	無料	20%	30%	40%	50%	100%

◎出発日・コース・利用便・宿泊施設等行程中の一部を変更される場合も上記取消料の対象となります。◎オプションプランも上記料率により取消料が利用日を基準として別途適用されます。但し、旅行開始後の取消料は100%となります。

■個人情報の取扱について

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売店では、①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。③アンケートのお願い。④特典サービスの提供。⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

■旅行条件・旅行代金の基準日

1. この旅行条件は 2026年8月1日 を基準日としています。また、旅行代金は 2026年8月1日 現在の有効な運賃・規則を基準としています。

【旅行企画実施】

鹿児島交通観光株式会社

観光庁長官登録旅行業第368号 (社)日本旅行業協会正会員

本社／〒892-0842 鹿児島市東千石町12-20

TEL 099-223-0123 FAX 099-224-8335

総合旅行業務取扱管理者 小牟田 弘子

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。

このご旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。